

四 万 十 町 議 会 会 議 録

平 成 2 8 年 6 月 8 日（水曜日）

議 事 日 程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 報告第3号 専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）
- 第6 報告第4号 平成27年度四万十町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第7 報告第5号 平成27年度四万十町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第8 報告第6号 平成27年度四万十町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 第9 報告第7号 平成27年度四万十町簡易水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 第10 報告第8号 平成27年度四万十町水道事業会計予算の繰越額使用計画の報告について
- 第11 議案第72号 平成28年度四万十町指定ごみ袋購入事業に係る売買契約の締結について
- 第12 議案第73号 町道路線の廃止について
- 第13 議案第74号 町道路線の認定について
- 第14 議案第75号 普通地方公共団体の公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供させることの協議について
- 第15 議案第76号 普通地方公共団体の公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供させることの協議について
- 第16 議案第77号 普通地方公共団体の公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供させることの協議について
- 第17 議案第78号 普通地方公共団体の公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に

供させることの協議について

第18 議案第79号 平成28年度四万十町一般会計補正予算（第1号）

第19 陳情

~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第19まで

~~~~~

出席議員（17名）

1番	橋本章央君	2番	林健三君
3番	古谷幹夫君	4番	緒方正綱君
5番	岡峯久雄君	6番	下元真之君
7番	岩井優之介君	9番	吉村アツ子君
10番	味元和義君	11番	下元昇君
12番	堀本伸一君	13番	楨野章君
14番	武田秀義君	15番	中屋康君
16番	西原眞衣君	17番	酒井祥成君
18番	橋本保君		

~~~~~

欠席議員（1名）

8番 水間淳一君

~~~~~

説明のため出席した者

町長	中尾博憲君	副町長	森武士君
政策監	山脇光章君	会計管理者	左脇淳君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	樋口寛君	危機管理課長	野村和弘君
企画課長	敷地敬介君	農林水産課長	長谷部卓也君
商工観光課長	下藤広美君	税務課長	永尾一雄君
町民環境課長	植村有三君	建設課長	佐竹一夫君
健康福祉課長	山本康雄君	上下水道課長	高橋一夫君
教育委員長	谷脇健司君	教育長	川上哲男君

教 育 次 長	熊 谷 敏 郎 君	学 校 教 育 課 長	杉 野 雅 彦 君
生 涯 学 習 課 長	辻 本 明 文 君	農 業 委 員 会 会 長	林 幸 一 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	西 谷 久 美 君	代 表 監 査 委 員	中 岡 全 君
総 務 課 財 政 班 長	大 元 学 君	政 策 監	田 辺 卓 君

大正地域振興局

局 長 兼 地 域 振 興 課 長	山 脇 一 生 君	町 民 生 活 課 長	佐々木 優 子 君
-------------------	-----------	-------------	-----------

十和地域振興局

局 長 兼 地 域 振 興 課 長	竹 本 英 治 君	町 民 生 活 課 長	林 久 志 君
-------------------	-----------	-------------	---------

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

|         |           |     |           |
|---------|-----------|-----|-----------|
| 事 務 局 長 | 宮 地 正 人 君 | 次 長 | 酒 井 弘 恵 君 |
| 書 記     | 國 澤 みやこ 君 |     |           |

~~~~~

午前 9 時30分 開会

○議長（橋本保君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいまより平成28年第 2 回四万十町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

本日の会議に、8 番水間淳一君から欠席届があっております。

また、14番武田秀義君から遅刻の報告があっております。

これで報告を終わります。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、5 番岡峯久雄君及び15番中屋康君を指名します。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第 2、会期決定の件を議題とします。

このことにつきましては、一昨日の 6 月 6 日に議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果の報告を求めます。

17番議会運営委員長酒井祥成君。

○議会運営委員長（酒井祥成君） おはようございます。

会期日程について、平成28年度第 2 回定例会の会期日程は本日 6 月 8 日から 6 月16日までの 9 日間を予定しております。6 月 8 日から 9 日間でございますが、一般質問は 6 月 14日に 5 人、6 月15日に 4 人ということでございます。そして、6 月 9 日、10日は各常任委員会、13日も各常任委員会でございます。よろしくご審議の上、ご決定を賜りたいと思います。

○議長（橋本保君） 委員長の会期報告が終わりました。

委員長の会期報告は本日の 6 月 8 日から 6 月16日までの 9 日間であります。

お諮りします。

平成28年第 2 回定例会の会期は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ご異議なしと認めます。したがって、平成28年第 2 回定例会の会期

は本日から6月16日までの9日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の会議予定等につきましては、お手元に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から地方自治法第199条第4項並びに同法同条第2項の規定による定期監査、行政監査の報告並びに地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査報告がっております。事務局に保管しておりますので、適宜閲覧願います。

次に、会議規則第129条、議員の派遣について、その結果を報告します。

平成28年3月20日、四万十町合併10周年記念式典と祝賀会に議長ほか16名の議員が出席しました。また、この式典には四万十町が友好交流協定を締結しております韓国高敞郡の皆様にご来臨賜りました。翌平成28年3月21日、ホテル松葉川温泉において開催されました韓国高敞郡・四万十町友好都市交流の交流会に、議長と副議長が出席しました。

平成28年3月27日、第8回四万十川桜マラソン大会開会式と表彰式に、議長、副議長、下元真之教育民生常任委員長、林副委員長が出席しました。

平成28年4月9日、高知市で開催されました高知四万十会春期大会に、議長、副議長、堀本議員、槇野議員が出席しました。

平成28年4月15日、国道439木屋ケ内トンネル工事貫通式に、議長代理副議長、槇野産業建設常任委員長が出席しました。

平成28年4月28日、「平成28年度高知県の重点施策及び四万十町関連事業について」と題して、講師に高知県議会議長、武石利彦氏をお招きし、執行部の参加を求め、平成28年度第1回議会議員政策研究会を開催。全議員が出席しました。

平成28年5月15日、窪川四万十会館で開催されました「出張！なんでも鑑定団in四万十町」公開収録に、議長と副議長が出席しました。

平成28年5月20日、次世代施設園芸導入加速化支援事業施設落成式典と祝賀会に、議長、副議長、各常任委員長、議会運営委員長の7名が出席しました。

平成28年5月30日から31日、東京都で開催されました第41回町村議会議長・副議長研修会に、議長と副議長が出席しました。

議長が出席しました議長会等の件につきましても、お手元に配付しておりますので、ご了承ください。

次に、平成28年第1回定例会9日目の3月17日の16番西原真衣君の発言の中には、お手

元に配付のとおり一部不穏当発言がありますので、削除することとしました。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第4、行政報告を行います。

町長より行政報告をいたしたい旨の申し出がっております。これを許可します。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、6月定例会に当たりまして行政報告を申し上げたいと思います。

本日、議員の皆様のご出席をいただきまして、町議会平成28年6月定例会が開催されますこと、厚く御礼を申し上げます。開会に当たりまして、さきの町議会3月定例会以降の主要な行政運営等に関しましてご報告を申し上げます。

まず、九州地方熊本地震についてでございます。

初めに、4月に発生いたしました熊本地震によりまして、お亡くなりになりました方々のご冥福を心よりお祈りいたしますとともに、被災されました皆様方に心からお見舞いを申し上げます。

熊本県を震源といたしまして発生いたしましたこの地震では、4月14日、16日に震度7を記録し、大変大きな被害に見舞われたところでございます。現在でも余震が頻繁に続いておりまして、多くの方々が今もなお避難所での生活を余儀なくされているところでございます。現在は、全国からボランティア等が集まり、支援活動が続けられておりまして、本町におきましても全国町村会や高知県からの要請を受け、5月13日から6月7日までの26日間に4班体制で延べ8名の職員を熊本県南阿蘇村に派遣し、現地では主に建物の被害調査、仮設住宅の入居申請などの被災者生活再建支援業務を行ってまいりました。

また、南阿蘇村の近くには姉妹都市である山鹿市があり、山鹿市でも最大震度5強を記録していますので心配しておりましたが、被害状況等を確認いたしましたところ、大きな被害の報告はなかったということで安心したところでございます。復興にはかなりの時間を要する状況にありますことから、今後も引き続き被災地からの要請に対し、職員を現地へ派遣するなど全力で応援するとともに、一日も早い復興を願うものでございます。

最後に、熊本地震への義援金についてでございます。役場の窓口等で受付を行っております義援金につきましては、4月21日に四万十ケーブルサービスから30万円、5月21日に

四万十町設備協会から20万円、同23日に高幡地区建設協会から50万円をお預かりしたことを始め、その他多くの団体、住民の皆様から温かいご支援をいただいております。総額は6月6日現在で278万7,483円となっております。この義援金につきましては、四万十町社会福祉協議会を通じて被災地へお送りすることといたしております。皆様方の温かいご支援、ご協力に感謝を申し上げますとともに、今後も引き続き受付を行ってまいりますので、復興に向けた温かいご支援をお願い申し上げます。

続いて、次世代施設園芸団地整備事業の竣工についてご説明を申し上げます。

平成27年度に建設が進められておりました次世代施設園芸団地整備事業につきましては、本年5月20日に竣工式を迎えたところでございます。この事業により、東又地区に4.3haの高軒高ハウスが整備されまして、ここで生産されるトマトの集出荷施設も併設されております。この次世代施設園芸団地では、オランダのハウス内統合環境制御技術等を生かした高品質多収技術を導入しております。定着を図り、施設園芸農業のさらなる生産量の向上を目指そうとするものでございます。

さらに、地域内外への波及効果も期待できるものでございまして、本町の既存の施設園芸ハウスにおきましても、高度環境制御技術の導入を促進し、農家所得の向上につなげていきたいと考えております。

なお、次世代園芸団地の今後の操業予定につきましては、7月下旬ごろから苗の定植作業が行われ、10月にはトマトの本格的な収穫作業が開始される予定となっております。また、次世代園芸施設に供給するトマト苗につきましては、新たな育苗会社が育苗施設を整備し、生産に取り組むこととなっております。

この次世代型施設園芸団地や育苗施設につきましては、高知県が強力に推進しております第3期産業振興計画における農業分野の拠点施設として、また高知県内の施設園芸農業の高度化への牽引役として大いに期待できるものであると考えております。

続きまして、町政懇談「地域座談会」についてご報告を申し上げたいと思います。

本年度は人口ビジョンで示す将来展望に向けて、総合戦略5か年計画を実行段階へ移行させることとしておりまして、また、平成29年度を始期とする本町のまちづくりの最上位計画である第2次四万十町総合振興計画の策定も予定しておりますが、新たな取組内容等につきましてもの情報提供、地域の課題やその対策、総合振興計画へ反映させるべき住民の皆様のご意見を幅広くお聞きするため、先月より各地域で町政懇談「地域座談会」を開催しておりますのでございます。現在までに小学校区単位を基本として、対象地区で3か

所、十和地区で2か所を開催しており、7月には窪川地区での開催も予定しておるところでございます。この座談会が人口減少をもたらす影響や課題を再認識する場、地域の創生などへの意識の向上と醸成の場となり、住民のための町政の推進につながるものになればと考えているところでございます。これから開催いたします地域の皆様のご参加をお願い申し上げます。

続いて、町内高校の応援事業についてご報告を申し上げます。

町内の高校2校におきましては、近年、少子化の進展や地元中学からの入学者の減少などによる生徒数の減少が続いており、存続が将来への大きな課題となっておるところでございます。高校は次代を担う人材育成の場としての重要な役割と、地域にとっても大きな影響力を持っておりまして、特に本町では若者が集う貴重な存在であり、地域の維持、活性化には不可欠なものでございます。このため、高校の持つ意義と価値を改めて認識いたしまして、四万十町人づくり戦略を踏まえた新たな支援に取り組むこととしております。

まず、特色を活かした高校本来のさらなる魅力化と活性化を目指すとともに、地元中学校からの入学率の向上を目標に、高等教育部体験事業や生徒会活動の支援を行い、本年10月には高校生対象の公設塾を開催いたしたいと考えておるところでございます。そのほか、高校生との行政懇談会、地域座談会、小中学校のPTAとの話し合いなども行い、9月定例会ごろには計画のもととなるものをお示ししたいと思っております。今後は町内高校への積極的な支援を行い、就学前から高校卒業までが連携いたしまして、教育環境の整備などをしっかりサポートできる体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

続いて2016奥四万十博についてでございます。4月10日に開幕いたしました梶原町、津野町、須崎市、中土佐町、我が四万十町の高幡広域をエリアとした旅の誘客キャンペーン、2016奥四万十博につきまして、これまでの状況などをご報告いたします。

当日のオープニングイベントでは、会場となった須崎市の量販店に約2万5,000人の来場者があり、大いににぎわいを見せ、今後の集客に弾みをつけたところでございます。その後、4月、5月にはそれぞれの市町が計画をいたしましたイベントなどに多くの観光客が訪れ、中でも4月29日から5月8日までの連休中のサテライトセンターの総来客数は約8万2,000人と、対前年比で約16.5%の増加となっております。本町におきましてもオープニング以降、4月中旬の十和のこいのぼりの川渡しを皮切りに、こいのぼり公園のよってこい四万十や三つの道の駅イベント、海洋堂ホビー館の企画展など、各地域のイベントに県内外から多くの観光客に訪れていただき、4か所のサテライトセンターに約4万

3,000人の来客があり、対前年比で約17%の増加となっております。

この奥四万十博では、博覧会の効果を検証するために、各市町で宿泊施設及び主要な観光施設を選定しており、宿泊施設の入り込み客数で10%増、主要な観光施設の入り込み客数で20%増を目標としておりますが、本町の4月から5月の宿泊者は約3,000人と、対前年比で10%の増加、主要な観光施設は約22万4,000人と、対前年比で約6%の増加という結果となっております。宿泊施設につきましてはほぼ目標どおりとなっておりますが、観光施設の入り込み客数につきましては目標を下回っている状況でございます。今後も奥四万十博推進協議会を中心といたしまして、高幡5市町が連携し、観光客の誘客活動に努めてまいりますので、住民の皆様には、本町を訪れる観光客の方々に対しましてお声がけなど温かいおもてなしをお願い申し上げるものでございます。

続いて、平成27年度四万十町一般会計決算見込みについてでございます。平成27年度一般会計歳入歳出決算見込みについてご報告を申し上げます。

平成27年度の一般会計決算見込額は、歳入総額167億426万円、歳出総額160億3,936万円で、歳入歳出差引額は6億6,490万円となり、このうち翌年度へ繰り越すべき財源2億2,361万円を差し引いた実質収支額は4億4,129万円を見込んでおります。現在、決算調整並びに分析等を行っておりますが、歳出ではふるさと支援寄附金、いわゆるふるさと納税の大幅な増加に伴い、基金への積立金や返礼品等の事務経費が増加したことから、前年度と比較して15億3,955万円、10.6%の大幅な増加となっております。また、歳入におきましても、ふるさと支援寄附金で7億8,265万円の大幅な増加となったことから、前年度と比較して14億9,229万円、9.8%の大幅な増加となっております。

なお、積立基金及び町債残高の状況でございますが、積立基金につきましては、過疎地域自立促進特別事業基金で約2億3,000万円、ふるさと支援基金で約9,500万円、その他約1億4,100万円、合わせて4億6,600万円余りを取り崩す一方、今後の各種事業の実施等に必要な財源として、ふるさと支援基金で約7億8,000万円、そのほか約8億5,900万円、合わせて16億4,600万円余りを積み立てるなど、平成27年度末における積立基金残高は、前年度末から11億8,000万円余りの大幅な増加見込みとなっております。また、平成27年度末における町債残高につきましては、前年度末から2億2,800万円余りの減少見込みとなっております。

以上が平成27年度一般会計決算見込みにつきましてのご報告となりますが、議会9月定例会におきまして決算認定として提案させていただく予定でございますので、よろしくご

審議いただきますようお願い申し上げます。

以上で行政報告を終わります。議員の皆様並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（橋本保君） これで町長の行政報告を終わります。

これより、議案を順次提案いたします。

日程第5、報告第3号から日程第10、報告第8号を報告後、日程第11、議案第72号から日程第17、議案第78号までの7議案を上程説明、審議、採決を行います。その後、日程第18、議案第79号は提案理由の説明のみとし、質疑、討論、採決は後日を予定しております。日程第19、陳情はそれぞれ所管の常任委員会に付託を予定しております。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第5、報告第3号専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）、提出者の報告を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 報告第3号専決処分の報告についてご説明申し上げます。

本報告につきましては、町道轟崎葛籠川線道路改良工事に係る工事請負契約の一部を変更する契約を締結したものでございます。

変更内容といたしましては、落石防止網の下部において道路曲線が大きいことによりできるのり面と落石防止網との間のすき間を塞ぐためにセメントアンカーを1本増やし、すき間を狭くする必要があることによるものでございます。また、施工に伴い発生する支障木の処分につきましても追加しております。

以上の変更によりまして、工事費が119万9,880円の増額となり、契約変更を地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分により行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

○議長（橋本保君） これで提出者の報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第6、報告第4号平成27年度四万十町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、日程第7、報告第5号平成27年度四万十町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを一括報告とします。

提出者の報告を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 報告第４号平成27年度四万十町一般会計繰越明許費繰越計算書及び報告第５号平成27年度四万十町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明を申し上げます。

本報告につきましては、平成27年度予算におきまして繰越明許費のご承認をいただいております各事業につきまして、平成28年度へ繰り越す額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第２項の規定により、繰越額並びに財源内訳等につきまして議会に報告するものでございます。

それではまず報告第４号、一般会計の繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

一般会計におきましては、平成27年度国の補正予算第１号関連事業を始め、低廉な高齢者生活支援住宅整備事業、町道改良事業、津波避難対策推進事業、耐震化促進事業、災害復旧事業など計18件、総額８億1,134万4,000円の繰越額となっております。

目的別では、総務費7,527万1,000円、民生費5,903万5,000円、衛生費47万9,000円、商工費1,196万9,000円、土木費１億4,933万円、消防費２億4,495万7,000円、教育費4,173万7,000円、災害復旧費２億2,856万6,000円となっております。また、総額８億1,134万4,000円のうち、平成27年度国の補正予算第１号に伴う繰越事業は、通常分との重複分も含め、計３億5,324万8,000円となっております。

続きまして、報告第５号、簡易水道事業特別会計の繰越明許費繰越計算書についてご説明を申し上げます。

簡易水道事業特別会計におきましては、昭和簡易水道統合整備事業の配管工事費等として１件5,068万2,000円の繰越額となっております。なお、各事業の繰越額並びに財源内訳につきましては、それぞれ繰越明許費、繰越計算書に記載のとおりとなっております。

以上、平成27年度四万十町一般会計繰越明許費繰越計算書並びに簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書のご報告とさせていただきます。

○議長（橋本保君） これで提出者の報告を終わります。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第８、報告第６号平成27年度四万十町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について、日程第９、報告第７号平成27年度四万十町簡易水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書の報告についてを一括報告とします。

提出者の報告を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 報告第6号平成27年度四万十町一般会計事故繰越し繰越計算書及び報告第7号平成27年度四万十町簡易水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書の報告について、ご説明申し上げます。

本報告につきましては、平成27年度予算におきまして、年度内に支出負担行為を行い、避け難い事故等のため年度内に支出が終わらなかったものにつきまして、平成28年度へ繰り越す額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、支出負担行為額、繰越額、財源内訳並びに繰越理由等につきまして議会にご報告するものでございます。

それでは、ご報告の順序が前後いたしますが、まず報告第7号、簡易水道事業特別会計の事故繰越し繰越計算書についてご説明を申し上げます。

簡易水道事業特別会計の浦越簡易水道統合整備事業におきまして、平成27年11月の降雨により町道路側が崩壊し、工事に必要な資機材の運搬が困難となり、不測の日数を要したため、年度内に支出負担行為を行い、支出が終わらなかったものにつきまして、関連経費を含め翌年度に繰り越して使用するもので、配管工事費等で2,320万9,000円の繰越額となっております。

続きまして、報告第6号、一般会計の事故繰越し繰越計算書についてご説明を申し上げます。

さきにご説明申し上げたとおり、簡易水道事業特別会計におきまして、浦越簡易水道統合整備事業が事故繰越しとなったため、一般会計における簡易水道事業特別会計への繰出金につきましても事故繰越しの必要が生じたことから、当該事業に係る繰出金として102万7,000円の繰越額となっております。

なお、各事業の支出負担行為額、繰越額、財源内訳並びに繰越理由等につきましては、それぞれ事故繰越し繰越計算書に記載のとおりとなっております。

以上、平成27年度四万十町一般会計事故繰越し繰越計算書並びに簡易水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書のご報告とさせていただきます。

○議長（橋本保君） これで提出者の報告を終わります。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第10、報告第8号平成27年度四万十町水道事業会計予算の繰越額使用計画の報告について報告を行います。

提出者の報告を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 報告第8号平成27年度四万十町水道事業会計予算の繰越額使用計画の報告についてご説明を申し上げます。

平成27年度四万十町水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画を平成27年度四万十町水道事業会計予算繰越計算書をもって報告を受けましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により議会に報告するものでございます。

以上でございます。

○議長（橋本保君） これで提出者の報告を終わります。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第11、議案第72号平成28年度四万十町指定ごみ袋購入事業に係る売買契約の締結についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第72号平成28年度四万十町指定ごみ袋購入事業に係る売買契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案につきましては、一般家庭から排出される廃棄物の収集に用います町の指定ごみ袋の購入に係るものでございまして、町の指定ごみ袋につきましては、毎年度必要な数量を購入しているところでございます。本年度分の購入に当たり4社を指名し、郵送による競争入札を行いまして、5月23日に開札いたしました結果、第一化成株式会社が631万6,550円をもって落札いたしましたので、落札価格に8%の消費税、50万5,324円を加えました682万1,874円をもって売買契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本保君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 報告第4号なんですけど、報告に関しては議題ではないので質問

できないんですか。

○議長（橋本保君） 報告については、その報告の終わった後に質疑ができたわけですので、その時点で質疑をしていただいたらよかったと。

○16番（西原眞衣君） でも、質疑はありませんかというそういう問いかけが、議事整理がなかったのだ。

○議長（橋本保君） 報告の場合にはそういう取扱いになっていませんので、報告の後に質疑がある場合には、直ちに挙手をして質疑をするという決まりになっていますので。

○16番（西原眞衣君） 四万十町会議規則にそう書いてありますか。

○議長（橋本保君） 会議規則にそうなっています。

○16番（西原眞衣君） 会議規則に確かに書いておりますか。

○議長（橋本保君） はい。

これより質疑を行います。

これについての質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより議案第72号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第72号平成28年度四万十町指定ごみ袋購入事業に係る売買契約の締結についてを採決します。

この表決は起立により行います。

議案第72号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第12、議案第73号町道路線の廃止について、日程第13、議案第

74号町道路線の認定について、以上議案第73号及び議案第74号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第73号町道路線の廃止について、議案第74号町道路線の認定について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、町道路線の廃止につきましてご説明を申し上げます。

整理番号474、本田田中ノ窪線につきましては、高速道路建設時に認定された路線でございますが、新たにこの区間を含む小向地区と本田地区を結ぶ道路を町道として認定するため、一旦廃止するものでございます。

続きまして、整理番号641、小向線につきましては、平成4年1月6日に認定された路線でございますが、未供用路線であり、改良計画のないことから廃止するものでございます。

次に、町道路線の認定につきましてご説明を申し上げます。

整理番号196、東町2号線につきましては、東町町営住宅内の道路で、町有地でもあるため、町道に認定し、維持管理を行おうとするものでございます。

続きまして、整理番号474、小向本田線につきましては、小向地区と本田地区を結ぶ地域の生活道であり、廃止する本田田中ノ窪線の区間も含めて町道に認定し、維持管理を行おうとするものでございます。

続きまして、整理番号698、金上野上横田線につきましては、町道金上野見付線から分岐した路線で、住家が3戸存在し、地域の生活道として利用されていることから、町道に認定し、維持管理を行おうとするものでございます。

続きまして、整理番号20222、打井川11号線につきましては、県道大方大正線の工事完了に伴い、完成した区間のバイパス部分がルート変更となり、新たに町道認定が必要となった道路でございます。もともと県道大方大正線であり、県道と県道を結ぶ道路で、地域の生活道として利用されていることから、町道として維持管理を行おうとするものでございます。

以上、2路線の町道の廃止につきましては道路法第10条第3項、4路線の町道の認定につきましては道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（橋本保君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

17番酒井祥成君。

○17番（酒井祥成君） ちょっとお伺いをいたしますが、廃止については延長がちゃんと記載をされておりますけれども、認定の路線の延長については書いていないわけですが、ここはどのようになっていますか。

○議長（橋本保君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 今議員言われるのは、今回、図面のほうじゃないですか。議案説明資料には延長が載っておりますと思いますが。

○17番（酒井祥成君） わかりました。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ほかに質疑はないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第73号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第73号町道路線の廃止についてを採決します。

議案第73号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

これより議案第74号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第74号町道路線の認定についてを採決します。

議案第74号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第14、議案第75号普通地方公共団体の公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供させることの協議について、日程第15、議案第76号普通地方公共団体の公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供させることの協議について、以上、議案第75号及び議案第76号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第75号、議案第76号、普通地方公共団体の公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供させることの協議について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案につきましては、保育所及び認定こども園の入所に係るものでございまして、入所に当たりましては、当該保育所及び認定こども園の存する市町村に住所を有していることが原則となっておりますが、現在、津野町民から四万十町立保育所への入所希望があること、また、今後、四万十町の町民も津野町の幼保連携型認定こども園を利用する可能性があることから、津野町、四万十町の間で保育所及び認定こども園の相互利用ができるよう地方自治法第244条の3第2項に規定されています協議を行うため、同法同条の第3項の規定に基づき議会の議決を求めようとするものでございます。

議案第75号につきましては、四万十町立保育所及び幼保連携型認定こども園を津野町の住民の利用に供することについての協議、議案第76号につきましては、津野町立幼保連携型認定こども園を四万十町の住民の利用に供させることについての協議に係るものでございます。

以上、2議案につきましてご決定をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（橋本保君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） このところの理由の説明の中に、保護者の就労・里帰り出産等の事由というふうに書いてありますので、就労という点が気にかかりました。それで、保育所と幼保連携型認定こども園の預かっている時間帯、延長保育も含めて、それについて個別に聞きたいということと、あと一点、幼保連携型認定こども園なんですけど、これは幼と保と書いてあるので、幼稚園と保育所の連携というふうに読み取れます。それで、幼稚園というのはもともと教育機関というふうに位置付けられていましたので、この幼稚園部分で提供されているサービス内容、これについても伺いたいと思います。

○議長（橋本保君） 生涯学習課長辻本明文君。

○生涯学習課長（辻本明文君） お答えします。一点目が保育時間やったと思いますので、保育時間につきましては午前の7時半から夕方の6時30分までということになっております。

幼稚園については、保育に欠けない児童をお預かりしているという、保護者の就労とか出産とか、そういう保育に欠ける児童を保育のほうでは預かっていますが、幼稚園のほうでは欠ける理由がない方をお預かりしているということになります。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 保育園の保育の時間帯はわかりました。けれども、幼保連携のほうの時間帯がわからないということと、それから、保育に欠けるのが保護者の預かりの要件、入所の要件ですよね。入所の要件ではなくて、幼の部分が預かった子どもに具体的にどのようなサービスを提供しているかということを知りました。

○議長（橋本保君） 生涯学習課長辻本明文君。

○生涯学習課長（辻本明文君） サービス内容は、幼児教育、就学前の教育を幼保連携型の保育に欠けない児童についてはそういうサービスを行っているということです。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 相変わらず質問の意図が理解いただけていないように思います。まずは、幼保連携は何時から何時までかということをお答えいただけていない。それから、幼稚園教育の中身は何ですかに対する回答が幼児教育、これでは答えになっていないと思います。具体的にどのようなことをしているかを聞いております。

再度申し上げます。幼児教育ですよね。だから、最初から教育機関と位置付けられているので、その幼児教育の具体的な内容は何かと聞いているのに、幼児教育を行っています

では回答にはなっておりません。具体的に答えてください。

○議長（橋本保君） 暫時休憩します。

午前10時21分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（橋本保君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの16番議員の質問に対しての答弁をお願いします。

生涯学習課長辻本明文君。

○生涯学習課長（辻本明文君） 保育に欠けない子どものお預かり時間ですけど、それは午前の8時半から午後の2時までということと、幼保連携型の教育というか、行っている内容としましては、健康のこととか人間関係のこととか、それから環境のこと、言葉、表現とかというようなことを行っております。

以上です。

○議長（橋本保君） 教育次長熊谷敏郎君。

○教育次長（熊谷敏郎君） 内容把握に時間が掛かりまして、誠に申し訳ございませんでした。ただ、この議案につきましては、地方自治法の定めによって他の市町村の施設をお互いの協議によって、協議をすれば使うことができるという、そのために議会に対して提案させていただいて、承認をもらったらそういうことができるということになっておる議案でありますので、その点ご理解をいただきたいと思います。後でまた同じような議案もあろうかと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

11番下元昇君。

○11番（下元昇君） 確認の意味で、この協議内容についてちょっと聞きたいんですけども、今の次長の答弁で全くいいんですけども、ただ、四万十町から次の議案第77号、78号は四万十市ですよね。この議案第75号、76号は津野町と四万十町、この中で保育所が変わった場合、保育料の問題が各市町で違うと思うんですけども、その辺の協議はどんなふうにしていますか。例えば、四万十町でこれぐらい月額払っていたのを、移ったら同じ金額でいけるのかどうか、そこら辺の協議はされているのか、これからするのか、そこらあたりだけ伺いをします。

○議長（橋本保君） 生涯学習課長辻本明文君。

○生涯学習課長（辻本明文君） お答えします。保育料の決定は、住民票側の市町村が行うことになります。そして、その決定を施設の設置側の市町村に通知しまして、徴収のほうは施設が設置してある市町村のほうで行ってもらおうということになります。そして、施設設置側の市町村は、国の公定価格水準に基づきまして、住民票のある市町村へ運営費の請求を行うということになります。なお、当該の請求は保育料を差し引いた分を請求するというになります。

以上です。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ほかに質疑はないようですので、これで質疑を終わります。

先ほどの報告第4号について、町長より訂正をしたい旨の申し出がっておりますので、これを許可いたします。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 報告第4号の中で、私が説明の誤りがあったかも分かりませんので、改めて訂正を含めて報告させていただきたいと思います。

報告第4号の平成27年度四万十町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告でございますが、最終に総額8億1,134万4,000円のうち、平成27年度国の補正予算第1号に伴う繰越事業は、通常分との重複分も含め、ここで計3億5,324万8,000円と言ったかもしれませんが、実際は、重複分も含め計3件、5,324万8,000円ということでご訂正をお願いしたいというふうに思います。計3件で5,324万8,000円ということで、改めてご報告させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（橋本保君） これで町長よりの訂正の報告を終わります。

これより議案第75号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第75号普通地方公共団体の公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供させることの協議についてを採決します。

議案第75号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

これより議案第76号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第76号普通地方公共団体の公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供させることの協議についてを採決します。

議案第76号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第16、議案第77号普通地方公共団体の公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供させることの協議について、日程第17、議案第78号普通地方公共団体の公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供させることの協議について、以上、議案第77号及び議案第78号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第77号、議案第78号、普通地方公共団体の公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供させることの協議について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案につきましても、保育所及び認定こども園の入所に係るものでございまして、現在、四万十市民から四万十町立保育所への入所希望があること、また、今後、四万十町の町民も四万十市の保育所を利用する可能性があることから、四万十市、四万十町の間で保育所及び認定こども園の相互利用ができるよう、地方自治法第244条の3第2項に規定されています協議を行うため、同法同条の第3項の規定に基づき、議会の議決を求めようと

するものでございます。

議案第77号につきましては、四万十町立保育所及び幼保連携型認定こども園を四万十市の住民の利用に供することについての協議、議案第78号につきましては、四万十市立保育所を四万十町の住民の利用に供させることについての協議に係るものでございます。

以上、2議案につきましてご決定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（橋本保君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより議案第77号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第77号普通地方公共団体の公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供させることの協議についてを採決します。

議案第77号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

これより議案第78号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第78号普通地方公共団体の公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供させることの協議についてを採決します。

議案第78号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第18、議案第79号平成28年度四万十町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第79号平成28年度四万十町一般会計補正予算（第1号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、県の予算や事業の進捗等に伴う予算措置といった事業遂行に当たって早急に対応すべき経費についての予算措置となっております。

なお、各事業の概要につきましては、お配りをしております予算説明資料に記載のとおりとなっておりますが、歳出の主な内容につきまして順にご説明を申し上げます。

初めに、3款民生費でございますが、当初予算に計上し、ご決定をいただきました小規模多機能型居宅介護事業所の整備補助金3,758万9,000円につきまして、当該事業所が障がい者の方々も利用可能な複合的な事業所として、県のモデル事業に採択される見通しとなったことから、今回新たに2,200万円を計上いたしております。なお、当該事業所の整備に係る総事業費は、事業者負担を含め約1億6,100万円を計画しており、このうち町からの補助金が当初予算と今回と合わせて5,958万9,000円となっておりますが、県からの補助金を除いた町の実質的な補助金は1,100万円となっております。

続きまして、6款農林水産業費でございますが、TPP対策の一環といたしまして、中山間地域において収益力向上を目指す担い手の取組を支援するため、国の平成27年度補正予算に計上され、県の平成28年度補正予算に計上されることとなりました中山間地域等担い手収益力向上支援事業交付金といたしまして、新たに458万5,000円を計上し、事業の早期執行に努めてまいりたいと考えております。

最後に9款消防費でございますが、平成27年度から整備を進めております興津地区津波対策高台用地整備事業につきまして、関連事業として、県が実施しております県道拡幅工事の進捗に伴い、整備場所の用地を早急に購入する必要性が生じたことから、補償費や測量設計委託料と合わせて、新たに1,351万5,000円を計上し、事業の早期完成を目指そうとするものでございます。

以上が歳出の主な内容となっており、事業遂行に当たって早急に対応すべき経費につきまして、県の補助金等を有効に活用するとともに、事業の早期着手により、各種施策の効果的な実施と年度内の完成に努めてまいりたいと考えております。

なお、これを賄う歳入といたしましては、第1表の歳出に記載のとおり、地方交付税、県支出金、基金繰入金及び町債の追加となっております。これによりまして、今回の補正額は歳入、歳出それぞれ4,010万円の追加計上となり、累計予算額は歳入歳出それぞれ156億3,310万円となっております。

以上、ご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本保君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第79号について、質疑、討論、採決は議案の精査、研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第79号について、質疑、討論、採決は議案の精査、研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第19、陳情を議題とします。

本日までに受理をしました陳情は、お手元に配付しております陳情文書表のとおりです。会議規則第95条の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午前10時51分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

四万十町議会議長

平成 年 月 日

四万十町議会議員

平成 年 月 日

四万十町議会議員